

議案第 57 号

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 10 月 12 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)の一部改正を踏まえ、同令の規定を引用して定めている本市の基準を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例(平成 24 年羽曳野市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(自転車通行帯)

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1 メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第 9 条第 1 項中「道路には」を「道路(第 3 種第 4 級及び第 5 級並びに第 4 種第 3 級及び第 4 級の道路を除く。次項において同じ。)」で設計速度が 1 時間につき 60 キロメートル以上であるものには」に改め、同条第 2 項中「道路(」を「道路で設計速度が 1 時

間につき 60 キロメートル以上であるもの(」に改める。

第 10 条第 1 項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第 11 条第 1 項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第 31 条第 3 号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 39 条中「第 8 条」の次に「、第 8 条の 2 第 3 項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(車線等)</p> <p>第 4 条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則(昭和 46 年建設省令第 7 号。以下「構造令施行規則」という。)第 2 条に規定する部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあつては、この限りではない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 33 条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3 メートルとすることができる。</p> <p>第 5 条 省略 (副道)</p> <p>第 6 条 1 省略</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4 メートルを標準とするものとする。</p> <p>第 7 条・第 8 条 省略 (自転車通行帯)</p> <p>第 8 条の 2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、<u>車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u>に<u>自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)</u>には、<u>安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の</u></p>	<p>(車線等)</p> <p>第 4 条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和 46 年建設省令第 7 号。以下「構造令施行規則」という。)第 2 条に規定する部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあつては、この限りではない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 33 条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3 メートルとすることができる。</p> <p>第 5 条 省略 (副道)</p> <p>第 6 条 1 省略</p> <p>2 副道の幅員は、4 メートルを標準とするものとする。</p> <p>第 7 条・第 8 条 省略</p>

<p><u>特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p>4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u> (自転車道)</p> <p>第9条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路(第3種第4級及び第5級並びに第4種第3級及び第4級の道路を除く。次項において同じ。)</u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)</u>には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 省略 (自転車歩行者道)</p> <p>第10条 <u>自動車の交通量が多い道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)</u>には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 省略 (歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 省略 第12条～第30条 省略 (待避所)</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第9条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路</u>には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(前項に規定する道路を除く。)</u>には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 省略 (自転車歩行者道)</p> <p>第10条 <u>自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 省略 (歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 省略 第12条～第30条 省略 (待避所)</p>
---	--

<p>第 31 条 第 3 種第 5 級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20 メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5 メートル以上とすること。</p> <p>第 32 条～第 38 条 省略 (小区間改築の場合の特例)</p> <p>第 39 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 4 条、第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 6 条、第 8 条、<u>第 8 条の 2 第 3 項</u>、第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 4 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 16 条から第 23 条まで、第 24 条第 3 項並びに第 26 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第 4 条、第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 6 条、第 7 条第 2 項、第 8 条、<u>第 8 条の 2 第 3 項</u>、第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 4 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 20 条第 1 項、第 22 条第 2 項、第 24 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>第 31 条 第 3 種第 5 級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20 メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5 メートル以上とすること。</p> <p>第 32 条～第 38 条 省略 (小区間改築の場合の特例)</p> <p>第 39 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 4 条、第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 6 条、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 4 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 16 条から第 23 条まで、第 24 条第 3 項並びに第 26 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第 4 条、第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 6 条、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 4 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 20 条第 1 項、第 22 条第 2 項、第 24 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>以下省略</p>
--	--